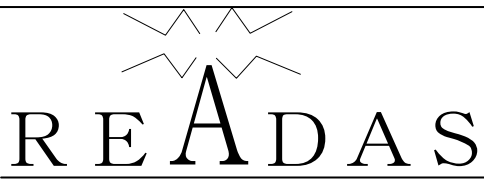


第 4736 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 5月27日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 所得拡大促進税制

**Q**：今年度の税制改正で創設された所得拡大促進税制の要件は、どのようになっていますか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

所得拡大促進税制とは、給与等の支給額を一定基準以上増加させた場合に、支給増加額の10%（中小企業者等は20%）の税額控除が受けられるというもので、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度で適用することができるものです。要件は次のとおりです。

- ①適用年度の雇用者給与等支給増加額※1／  
基準雇用者給与等支給額 $\geq 5\%$   
※1：適用年度の雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額  
※2：雇用者給与等支給額とは、国内雇用者（役員と特殊関係者は除かれる）に対する給与等支給額をいう。  
※3：基準雇用者給与等支給額とは基準事業年度の国内雇用者の給与等支給額をいう。  
※4：基準事業年度とは平成25年4月1日以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度等の前年度
- ②適用年度の雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額※5  
※5：比較雇用者給与等支給額とは適用年度の前年度の国内雇用者の給与等支給額
- ③適用年度の平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額

